

訪問看護重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供にあたり、厚生省令第37条第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称 伊賀市立上野総合市民病院
事業所の所在地 三重県伊賀市四十九町 831 番地
代表者 開設者 伊賀市長 稲森 稔尚
電話番号 0595-24-1111 (fax.0595-24-2268)

2. 事業所名称

事業所の名称 伊賀市立上野総合市民病院 訪問看護ステーション
事業所番号 2461290070
管理者 玉田 智絵
電話番号 0595-24-1111(内線 247)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指すものとします。

(2) 運営の方針

信頼 訪問看護に必要な知識・技術・人間性を磨き、利用者やそのご家族に信頼されるように努めます。
安心 担当の医師と連携をとり、利用者やご家族が納得できる明るく温かな安心のもてる看護の展開を図ります。
連携 保健、福祉サービス、医療機関の諸サービスなどと連携をとり、良質な療養環境の提供に努めます。

4. 当事業所の従事者

| | 資格 | 員数 | 業務内容 | 勤務体制 |
|-----|-----|----|---------------------|-------|
| 管理者 | 看護師 | 1人 | 事業所の管理 訪問看護の実施など | 常勤 1人 |

| | | | | | |
|------|-----|----|-------------|-----|----|
| 看護職員 | 看護師 | 3人 | 訪問看護の実施、報告 | 常勤 | 3人 |
| | | | 各連絡機関との調整など | 非常勤 | 0人 |
| 事務 | 兼務 | 1人 | 請求計算など | 非常勤 | 1人 |

5. 事業実施日と実施時間

| | |
|------|---|
| 実施日 | 毎週月曜日から金曜日 当院診療日に準ずる。 なお、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に既定する休日と12月29日から翌年1月3日は除きます。 |
| 実施時間 | 午前8時30分から午後5時15分 |
| 連絡体制 | 営業時間は、常時電話などによる連絡や相談が可能で、必要に応じた適切な対応ができる体制とします。 |

6. サービスの内容

- 1 病状や傷害の観察
- 2 清拭、洗髪などによる清潔の保持
- 3 食事、排泄などの日常生活の援助
- 4 褥創（床ずれ）の予防、処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア（ご自宅での看取り）
- 7 認知症の方への看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテルなど医療機器の管理
- 10 その他主治医の指示に基づく医療処置

7. 利用料

利用料は、基本利用料およびその他利用料で算定し、基本利用については利用者負担分を利用者から徴収します。

- （その他）①利用者の住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気などの光熱水費は利用者のご負担になります。
- ②その他日常生活上必要な物品は、実費ご負担いただきます。
- ③料金は、翌月に請求させていただきます。
- ④支払い方法は、病院会計窓口及び百五銀行振り込みとなります。

8. 通常の実施地域

伊賀市内（伊賀市外は要相談）

9. 緊急時などの対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を行い 医師の指示に従います。同時に緊急連絡先（ご家族など）、居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 氏名
医療機関名
電話番号

緊急連絡先 氏名（続柄）
住所
電話番号
昼間連絡先 夜間連絡先

10. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに必要な処置を講じます。
- (2) サービス提供に伴って、訪問看護従事者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとしします。

11. 虐待防止に関する対応

利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針の整備をします。
- (3) 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施をします。
- (4) その他虐待を防止に関する必要な措置

本事業所は指定介護予防訪問看護の提供中に、看護職員等又は擁護者（利用者の家族等現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 秘密保持等

- (ア) 事業所従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (イ) 事業所事業者は、事業所従事者であったものが正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じます。
- (ウ) 事業所事業者は、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

13. 災害時の対応

- (1) 災害が発生した場合、従業員の安全及び利用者の安否情報を確保するために発生状況により適切な措置を講じます。
 - (2) 本事業所の使用状況、従業員の生命の安全確保ができ活動体制が整い次第、利用者の安全確認を行い状況に応じ対応します。
非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携などを随時確認します。地震、津波、大雨や台風及び竜巻（突風）などの自然災害時は、訪問を中止させていただくことがあります。
- * 利用者様、ご家族の安否確認をさせて頂く際は、御協力をお願いします。

14. 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者の生命又は身体を保護するための緊急時やむを得ない場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

15. 感染症対策・業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. ハラスメントへの対応

適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたもの及びその家族等からの要求等について、その内容が著しく妥当性を欠き、又その要求が通念不相当なものであって、当該対応手段等において、看護職員等の就業環境が害されるものをいう）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17. サービス内容に関する苦情など相談窓口

(1) 当事業所の苦情など相談窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口

伊賀市立上野総合市民病院 訪問看護ステーション

住所：三重県伊賀市四十九町 831 番地

電話：0595-24-1111

責任者 玉田 智絵

受付時間：平日 8：30～17：15

※行政その他苦情受付機関

伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課

住所：三重県伊賀市四十九町 3184 番地

電話：0955-22-9611

受付時間：平日 8：30～17：15

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係

住所：三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地

三重県自治会館 2 階

電話：059-222-4165

受付時間：平日 9：00～17：00

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地 三重県伊賀市四十九町 831 番地

名称 伊賀市立上野総合市民病院

訪問看護ステーション

説明者氏名

印

同意書

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意いたします。

利用者

住所

氏名

印

(家族または代理人)

住所

氏名

印